

基本計画の検討資料  
(令和4年4月15日時点)

## 第4章 基本政策4【市民生活】

第1節	地域活動	1
第2節	産業振興	3
第3節	環境衛生	7

## 第1節 地域活動



### 【現況と課題】

- 地域によるコミュニティ活動は、住民の自主的な活動が基本です。同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行うためには、住民相互による連帯や心が通い合う地域コミュニティが重要となります。
- 地域コミュニティの核である町内会の加入率は、56.7%（令和4年1月1日現在）と、近隣の自治体に比べるとやや高い水準となっていますが、年々減少傾向にあります。
- 町内会では、活動の担い手の不足や高齢化が課題となっており、今後も活動の活性化に向けた支援が求められます。
- ボランティア活動を安心して行うことができる環境づくりに加えて、市民の自主的な活動を支援して、ボランティア・市民活動の活性化を進めることが重要です。
- 新座市の外国人住民人口数は、68か国、3,669人（令和4年4月1日現在）であり、平成23年と比較すると、およそ1.5倍に増加し、市の人口の約2.2%を占めており、在留資格の緩和等を背景に今後も更なる増加が予想されます。このため、外国人市民のニーズに合った意見や要望を把握し、市政に取り入れる取組が必要です。
- 新座市では、フィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国河南省済源市及びドイツ連邦共和国ブランデンブルグ州ノイルッピン市と友好（姉妹）都市提携を締結し、市民の相互交流を進めてきましたが、交流事業を開催する機会が減少しています。
- 日本人住民と外国人住民が共に地域社会を支え、共に歩む多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人住民に対し必要な支援を行い、同じ地域社会の一員として理解し合う地域社会を築いていくことが重要です。

## 施策1 コミュニティ活動の推進

### 【主な施策展開】

#### (1) 地域コミュニティへの支援

- 地域で子どもや高齢者を見守るといった、同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行う町内会・自治会を中心とした地域住民によるコミュニティへの支援に努めます。
- 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。
- 市立集会所の管理、公園の清掃など、住民自らが使用する地域における施設の管理等を行うことで、自治意識の高揚を図るとともに、自主的な活動の活性化に努めます。

#### (2) コミュニティの拠点整備

- 地域コミュニティの活動拠点となる市立集会所については、利用実態や維持管理に係る費用も勘案し、施設の在り方を含めた整備の方向性について検討します。  
また、町内会等が実施する地域会館等の整備に対し、助成を行います。

## 施策2 ボランティア・市民活動の推進

### 【主な施策展開】

#### (1) ボランティア・市民活動の支援

- ボランティア・市民活動に関する情報を発信するとともに、より効果的な収集と発信の方法を検討します。
- 活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用を継続するとともに、登録者に対し制度内容の周知を図ります。
- 市民の参加意欲を促進するため、ボランティア・市民活動に対する支援制度について、市民ニーズを踏まえて検討します。

## 施策3 国際化の推進

### 【主な施策展開】

#### (1) 国際交流の推進

- 3か国の友好（姉妹）都市との間において、教育機関と連携し、青少年の交流を始めとした市民レベルの相互交流の拡充を図ります。
- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、出前講座や市民活動団体への支援などを通じて、国際交流機会の拡充を図ります。

#### (2) 多文化共生のまちづくり

- 国籍を問わず、外国人市民が適正に行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を適時入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化にふれあう場を設けるとともに、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会の充実を図ります。

## 第2節 産業振興



### 【現況と課題】

- 国では、様々な産業活性化対策・雇用対策を講じており、その一環として、SDGs、Society 5.0、地方創生などを切り口とした、イノベティブで持続可能な経済活動の活性化を図っています。
- 新座市では、これまで、都市近郊型の農業振興、駅周辺などでの商業振興、印刷業などを始めとする工業の振興を図ってきました。今後も、立地条件をいかした産業振興の在り方について検討し、地域産業の育成と支援に努める必要があります。
- 農業については、農家数と耕地面積が年々減少傾向にあり、農地の適正な保全、農業経営の近代化と後継者の確保、市民に身近な農業と地産地消の推進などが求められています。
- 商業については、新座駅周辺の土地区画整理事業などに合わせ、新たな商業集積地や、にぎわいのある商店街の形成に向けた支援等に努めてきました。今後も、既存の地域商店街の活性化や空き店舗対策を講じる必要があり、若手後継者の育成支援を進めることも求められています。
- 工業については、首都圏の有力な工業適地として工場の進出が進み、現在では出版・印刷が多く立地しています。今後は、既存工業の経営近代化を支援するとともに、企業活動の更なるグローバル化などの潮流を踏まえ、物流業などの立地促進についても検討していく必要があります。
- 中小企業については、経営者の高齢化や後継者が不在のため、廃業せざるを得ないケースが増加しており、事業承継を円滑に進めるための相談や支援体制の充実が求められています。
- 就職に役立つ知識や求人情報の提供だけでなく、短時間勤務や在宅勤務等、多様な労働環境や就業形態に対応した新たな就労支援の在り方について検討が求められています。
- 情報通信技術が発展し、インターネットや通信機器が普及したことに伴い、消費生活が便利になる一方で、悪質商法による被害も後を絶たないため、国は消費者保護の強化に取り組んでいます。
- 民法の改正により、令和4年4月から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、若年層における消費者被害の拡大防止に向けた対策が求められます。
- 新座市では、消費者被害のない環境づくりに取り組んできました。今後も最新の情報の発信や啓発事業を通じて、誰もが安心して消費生活を送ることができる環境を整えていく必要があります。
- 市民が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、多様化・複雑化している相談に対応するため、消費生活相談員の知識の向上を図るための研修等の充実も求められます。このほか、消費者が商品の購入に際し、不測の損失を被ることのないよう、抑止策を講じる必要があります。

## 施策1 地域産業の振興

### 【主な施策展開】

#### (1) 地域産業の育成・支援体制の充実

- 景況や経営ニーズに即した融資や支援制度、経営相談の充実などを関係機関と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。
- 起業・創業を目指す人を対象とした、相談体制の充実や創業資金の支援に努めます。
- 中小企業の経営者の高齢化、後継者不足に対する課題を解決するため、関係機関と連携を図り、事業承継に関する相談や支援の充実を図ります。

#### (2) 農商工の連携

- 引き続き、農商工の連携による新商品の開発について調査研究を進めます。また、販路の開拓に取り組むとともに、各種イベントや祭りなどで新座ブランド認定品などのPRを進めます。

## 施策2 農業基盤の充実

### 【主な施策展開】

#### (1) 農地の保全

- 農業の基盤である農地の保全手法について調査研究し、農地を計画的に保全します。また、生産者の意向を踏まえ、生産緑地の指定解除を極力抑え農地として継続できるように、新たな手法を関係者と連携して検討し、導入に努めます。

#### (2) 都市近郊型農業の振興

- 新たな農業技術について引き続き調査研究しながら、農業経営基盤の強化のための支援や、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。
- 引き続き農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。

#### (3) 身近な農業の推進

- 市民に身近な農業と地産地消を推進していくため、新たな手法を調査研究しつつ農産物直売施設の充実を図るとともに、レジャー農園及び農業体験農園などについて周知を図っていきます。
- 生産者及び関係機関と連携し、農産物の加工・直売、レクリエーション施設を組み合わせた観光農業を支援していきます。

## 施策3 商業基盤の充実

### 【主な施策展開】

#### (1) にぎわいのある商店街づくり

- 商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う各種事業を支援します。
- 所有者及び関係機関と連携しながら、空き店舗の有効活用の方策について検討し、有効活用に努めます。

## 施策4 工業基盤の充実

### 【主な施策展開】

#### (1) 工業振興の充実

- 販路開拓や生産性向上に資する経営相談や各種支援の充実を図ります。また、工業経営の近代化のため、商工会への支援を通じて、各種研修・講習会や経営等に関する相談などを引き続き実施します。

## 施策5 就労支援体制の充実

### 【主な施策展開】

#### (1) 雇用の安定

- 就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し求人情報の効果的な収集と提供を行います。また、在宅での就労ニーズを踏まえ、市民・事業者に対し ICT などを活用した新しい働き方の周知に努めます。
- 関係機関と連携し、新卒者、女性・中高年者の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。

#### (2) 勤労者福祉の推進

- 男女や年代を問わず、勤労者の就業・悩みごと相談を継続的に実施するとともに、市内中小企業の福利厚生事業の充実のため、商工会を通じ継続的に支援を行います。

## 施策6 豊かで安心できる消費生活

### 【主な施策展開】

#### (1) 消費者意識の向上

- 幅広い世代に向けた消費生活に関わる情報発信を行い、消費者意識の向上を促します。

#### (2) 相談支援体制の充実

- 消費生活に関する最新情報の収集に努め、迅速に市民に発信します。
- 市民に対して、的確な相談窓口への案内を行います。また、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。
- 新座市消費生活センターの運営を通じて、消費者被害の対策に取り組みます。また、消費生活講座の開催や啓発事業により、消費生活に関する基礎的な知識を消費者に広めることで、誰もが安全かつ安心して消費生活を送れるような環境づくりに努めます。



### 第3節 環境衛生



#### 【現況と課題】

- 地球温暖化を原因とする猛暑日の増加や集中豪雨などの気象災害が頻繁化、激甚化する中、地球規模の課題解決に向けて再生可能エネルギーの有効利用や環境に配慮した交通の実現の取組など環境負荷低減のためのライフスタイルの見直しが求められます。
- 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。また、2018年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5℃特別報告書」を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まりました。我が国においても、2021年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、目標の達成に向けた取組が加速しています。
- 新座市においても、野火止用水や武蔵野の雑木林など、水と緑に恵まれたまちであることをいかしつつ、様々な環境問題に対応していくために、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしながら、環境負荷の低減や公害対策などの公衆衛生の向上、資源・エネルギーの有効活用等、循環型社会の構築に向けた取組を進める必要があります。
- 新座市には陸上自衛隊朝霞駐屯地及び米軍大和田通信所が所在し、航空機の飛行、訓練等に伴う騒音や周辺環境の保全など、様々な問題を抱えているため、周辺住民への配慮が必要です。
- ごみの減量と資源の有効活用を進めるため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践に向けた市民・事業者の意識高揚に努めるとともに、効率的な収集体制の確保、中間処理、再資源化に適した収集・運搬形態の確立に努める必要があります。
- 災害廃棄物への対応や、高齢等によりごみ出しが困難な世帯への支援など、新たな課題への取組が求められています。
- ごみの中間処理については、新座市と志木市・富士見市の3市で構成する志木地区衛生組合により実施されています。長寿命化や環境負荷の低減を図るため、令和4年度にごみ焼却施設更新工事が完了しました。
- し尿処理業務については、新座市と朝霞市・志木市・和光市の4市で構成する朝霞地区一部事務組合により実施されています。処理量の減少と、施設の老朽化に対応するため、平成30年度に新たなし尿処理施設を整備しました。

## 施策Ⅰ 環境保全の推進

### 【主な施策展開】

#### (1) 環境負荷の低減と市民意識の高揚

- 国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指した取組を進めます。
- 市民の環境に関する意識の高揚を目的として、幅広い年代に向けた環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギー導入を推進するとともに、省エネルギーシステムの設置の普及に努めます。

## 施策Ⅱ 生活環境の整備

### 【主な施策展開】

#### (1) 公害対策の推進

- 大気・土壌・地下水の汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。
- 騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施するとともに、県と連携して地盤沈下や化学物質による汚染状況を監視し、状況に応じて必要な対策を講じます。

#### (2) 快適な生活環境の実現

- 環境美化のため、不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害などの防止を図るとともに、駅周辺の路上喫煙禁止地区において、巡回パトロールの実施及び路上喫煙禁止地区の周知を図ります。
- 無秩序な土砂等のたい積の防止や空き地の適正な管理などを推進します。また、土地管理者に協力を要請しながら不法投棄の防止にも努めます。
- 生活環境保全のため、有害鳥獣捕獲の適切な許可を行います。また、生態系保全のため、特定外来生物等の駆除を行うとともに、新たな外来種の出現に対しても対策を進めます。
- 畜犬登録及び狂犬病予防注射の推進を図り、狂犬病予防対策の充実に努めます。
- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道認可区域外における合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理の啓発・推進に努めます。

### (3) 墓園・斎場等の整備・改修の推進

- 市営墓園については、斎場や園内施設の老朽化に伴い、計画的な改修や修繕を進めます。また、多様化するニーズに対応するため、合葬墓の設置に向けた取組を進めます。
- 市内の墓地区域については、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう、必要な指導及び助言を行います。

### (4) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進

- 航空機の飛行や訓練等による周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。

## 施策3 ごみ対策の推進

### 【主な施策展開】

#### (1) ごみ減量化対策と資源循環の促進

- ごみの発生抑制や再使用、再資源化を促進するため、啓発を行うとともに、家庭内の余剰食品の活用を図ります。
- 事業者に対し、ごみの適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出など、ごみの再資源化・減量化について、啓発を行います。
- 町内会を始めとする市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援するとともに、資源ごみの不正な持ち去りへの対策を進めます。
- 技術開発や社会情勢の変化などに応じ、新たな再資源化の方法を検討します。

#### (2) ごみ処理体制の充実

- 確実に効率的なごみの収集・運搬体制を確保するとともに、災害時の対応やごみ出しが困難な世帯への支援策を推進します。
- 公平性の確保や安定的な収集運搬・処理体制の確立のため、志木地区衛生組合及び組合構成市と連携を図りながら、家庭ごみの有料化について検討を進めます。
- 環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合と連携して、ごみの分別収集体制などについて検討を進めます。

#### (3) し尿処理対策の充実

- し尿の処理については、朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施します。